「地方公務員制度改革について (素案)」に対する意見

平成 24年5月25日全 国市 長 会地方公務員制度改革検討委員会委員長新見市長 石垣正夫

5月11日、総務省から「地方公務員制度改革について(素案)」が示されたが、これまで、本会は、地方公務員制度改革についての意見等を幾度となく提出してきたにもかかわらず、今回示された素案は、本会の意見が反映されておらず、本会の疑問や懸念等については、依然として払拭されていない。

ついては、標記素案に対する下記意見を提出するので、真摯に対処されたい。

記

1 総論

- 本会の「地方公務員の労使関係制度は現在ようやく安定してきているところであるにもかかわらず、なぜ今、労働協約締結権付与を含む新たな労使関係制度に移行する必要があるのか」、「地方公務員の実状や特性、さらには住民サービスへの影響等を十分踏まえて検討することが必要である」等との意見に対して、今回示された総務省の「素案」においては、「①労働基本権については国家公務員、地方公務員を通じて同様の取扱いとされてきたこと、②国家公務員制度との均衡が必要であること、③国家公務員制度改革基本法の附則で要請されていることから、国家公務員に係る制度改革との整合性を図る必要がある」としか示されておらず、本会の疑問、意見に答えるものにはなっていない。
- 「自律的に勤務条件を決定しうる仕組みに変革すれば、優秀な人材の確保、職員の意識改革や士気向上、ひいては住民に対して効率的で質の高い行政サービスの提供が図られる」としているが、むしろ「交渉の長期化」、「労使間の対抗・緊張関係の増大」、「労務管理業務の増大等による住民サービスへの影響等の懸念」が十分想定されるものである。
- 東日本大震災という戦後最大の国難からの復興の時期、また財政の危機的状況や地域経済の疲弊等の状況の中、協約締結権の付与等の見直しを急ぐことは、 国民・住民の意識と大きなかい離があると考える。

2 協議の進め方

○ 協約締結権付与を含む地方公務員制度改革は、地方自治制度及び運営に関する重要事項であることから、本会がこれまで再三指摘しているように、国と地

方の協議の場を開催し、地方の意見を踏まえた十分な協議を行うよう強く求める。

3 各論

(1) 団体交渉の当事者

○ 労働組合の認証要件について、「同一の地方公共団体に属する職員が全ての組合員の過半数を占めること」とされており、必ずしも構成員全員が同一の地方公共団体に属する職員でなければならないとする必要性はないとしているが、現行地方公務員法における職員団体の登録要件は、「同一の地方公共団体の職員のみ」とされている。なぜ、このように構成員の要件を変更する必要があるのか明らかでない。

公務員は、国民の全体の奉仕者であるとともに、その給与は税金により賄われているなど民間と大きく異なることや、地方公共団体は当該行政区域の住民の負託を受けて行政を行うものであること等から、当該地方公共団体の職員以外の者が構成員となることについては、住民の理解を得られないものと考えるので、労働組合の要件については、同一の地方公共団体の職員のみで構成することも含め、さらに慎重な検討が必要である。

(2)勤務条件の決定原則等

○ 今回示された素案において、「人事委員会勧告制度を廃止するとともに、引き続き地域の民間事業の従業者の給与の実態について把握する必要があることから、都道府県及び政令市等に設置される第三者機関である人事委員会が、民間の給与等の実態を調査・把握する」とされている。

しかしながら、これまで人事院と人事委員会が分担協力して実施してきている民間給与実態調査及び勧告制度は、長年にわたる議論を踏まえて構築されており、労使双方の信頼に応えてきたところであるが、今回示された考え方は、この仕組みに代わる説得力のある具体策ではないと考える。

特に、①地域住民の納得する地域の民間給与の把握方法、②公民給与比較の あり方及び客観性、③対象事業所及びサンプル数の多寡、④国公準拠原則との 関係等について考え方が全く明らかにされていない。

また、人事委員会が設置されていない各市町村の地域民間給与水準の把握のあり方等について、住民や議会の理解や納得を得られる客観的な把握方法等が示されておらず、大きな混乱が生じる懸念がある。

(3)労働委員会の体制整備等

○ 今回示された素案においては、「都道府県労働委員会が職員の不当労働行為 事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等の事務を所掌することに伴い、都道府 県労働委員会の体制整備等を行う。具体的には、①公労使委員の法定数の増員、 ②地方公共団体の長等と認証された労働組合に対する労使委員の推薦権の付 与、③特別調整委員の設置等を行う」とされているが、これらの措置を講じたとしても、本会がこれまで言及してきたように「都道府県の労働委員会において管内の市町村の不当労働行為の救済や交渉不調の場合のあっせん等を行うことは、付議案件等の増大等調整コストの増大が懸念されるのみならず、短期間に集中することが予想される案件の迅速な処理が出来るのか、また、都道府県、市町村という異なる地方公共団体において、様々な任命権者が分立しているという実態の中で、使用者委員をどのように構成するか」等といった懸念は依然として払拭されていない。

(4)消防職員

○ 消防職員については、平成 22 年1月から総務省の「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」において団結権を付与するかどうかの議論が行われ、両論併記とする報告がなされたが、その際、協約締結権についての議論は一切なされておらず、また、昨年6月の総務省の「地方公務員の労使関係制度に係る基本的考え方」以降においても、「消防職員の団結権については、付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める」とされているのみである。これに対し、本会では、消防職員の団結権付与については極めて慎重にあるべきとの意見を再三提出してきたところである。

今回示された素案において、総務省は、唐突に、消防職員に団結権及び協約 締結権を付与するとしているが、これは、これまでの議論の経緯を全く無視す るものである。

そもそも団結権についての本会の市区長アンケート調査結果では、約9割弱の市区長から、地域の安全・安心の点で、消防職員の団結権付与については、 課題懸念があるとの回答であった。

特に、

- ・上司と部下との対抗関係をもたらし、信頼関係に支障が生じる。
- ・指揮命令系統が乱れ、消防活動に支障をきたす。
- ・消防団員との信頼関係や協力関係に支障が生じ、消防団の士気に影響する。
- ・住民の生命、財産を守るという同じような使命を持つ警察となぜ切り離 すのか。

などの懸念意見が多く寄せられ、未だこれらの懸念は払拭できていない。

特に、先の東日本大震災において、消防職員はもちろん、自衛隊員や警察職員と連携して救助活動を行った消防団関係者から、「自衛隊員や警察職員と切り離して消防職員だけが議論されるのは理解し難い」とする意見があること等から、消防職員について、警察職員等と切り離して、団結権を付与することが適当かどうか等について、十分かつ慎重な検討が必要である。